

うと 福祉だより

○この広報誌にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

ふれあいネットワーク

編集・発行

熊本県宇土市浦田町44番地

宇土市福祉センター内

社会福祉法人宇土市社会福祉協議会

☎0964-23-3756

E-mail:utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp

URL:<http://www.utoshakyou.jp/>

印刷 社会福祉法人 熊本県コロニー協会
コロニー印刷



地域に根づいた偉大な力!

「市民のつどい」にボランティア延べ63名

心に第37回歳末助けあい「市民のつどい」が開催されました。これは市民の皆さんのかくさんの善意とご協力で市内に住んでいらっしゃる要援護世帯の方々等への助けあい運動の一つとして実施することを目的とし、開催したものであります。(県共同募金会宇土市支会と市社会福祉協議会共催)

午前中は、チャリティーバザーが行われ二十四点の商品が提供され四六六八〇〇円の益金がありました。

一方、午後からは市民会館大ホールで、社会福祉功労者の表彰や芸能大会が開かれ、二十八の団体及び個人芸が披露されました。また出演者自身で大切な净財を募金されるなどボランティア精神あふれた大会となりました。

上記の写真は、市民のつどい(バザーの様子や芸能大会の様子)

12月6日に、市民会館を中心



賑わうバザー会場

ボランティア協力人数

12月2日	商品値付作業	
	33名
12月5日	前日準備作業	
	20名
12月6日(当日)	10名

募金の総額

バザー売上	466,800円
玄関募金鍋	151,964円
舞台募金箱	206,390円
広告料	210,000円

ついでに、来賓の元松重長をはじめとする来賓の方々の祝辞の他に、ご家族・利用者・スタッフ等などたくさんの方たちが、「いい」と挨拶があり、来賓の元松重長をはじめとする来賓の方々の祝

今回も商品収集には、婦人会・嘱託会・民生委員・老人会の方々や多くのボランティアの皆さんで行われました。また、婦人会の皆さんを主体としたボランティアの皆さんのご協力で商品値付け作業をいたしました。

商品収集・商品値付にあたられた各団体の皆さん及び商品を提供下さった市民の皆さんには、心よりお礼申し上げます。

健治／宇土健康ダンス／リバーストーン宇土＆君の会／渡辺克己／宇土市PTA
B会／宇土スポーツクラブ手話ダンス／宇土ライオンズクラブ／宇土市地域婦人会連絡協議会／金もくせいの会／ワレア・フラスタジオ／宇土市児童合唱団／網津あじさい健康ダンス／土曜健康ダンス教室／本田美智子／宇土おじやめ愛好会／バレエスタジオ

商品収集にボランティア

芸能大会記名寄付者

ビューティフルフラM／花園
ふれあいダンス／藤木皐月と
宇土ブラザーズ／花園公民館
／ソシアル&カラオケ紫陽花
／網舞会／本田美千代／美翔
の会／N P O 法人うとスポー
ツクラブ／網田レクダンス／
橋本繪鯉子（敬称略順不同）
この他にも匿名のご寄付が寄
せられております。

ジ（築籠町）利用者4名の方
の成人式が開催されました。

去る1月11日に銀河カレッジ（築籠町）利用者4名の方の成人式が開催されました。施設長の梅田伊津子さんが「生まれてきしたこと、大事に育ててくれたことに感謝してほしい。

この銀河カレッジもみなさんと同じ4月で二十を迎える

からもお祝いの言葉や花束が贈られ、和やかな式典となりました。



みんなで仲良く記念撮影

歳末助け合い市民のつどい ご報告

4人が大人の仲間入り 銀河力レッジで成人式

この貸付制度は、低所得者・障がい者または高齢者に対する、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようすることを目的としています。

●総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）
失業者等日常生活全般に困難を抱えており生活立て直し（就労支援・家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であつて、次の①～⑤の条件にも該当する世帯に対する貸付ける資金

●低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となつていてること）
②本人確認が可能であること
③現に住居を有していること

この貸付制度は、低所得者・障がい者または高齢者に対する、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようすることを目的としています。

生活福祉資金とは

生活福祉資金 貸付制度のご案内

●教育支援資金（教育支援費・就学支援費）
高校・短大・大学等の就学に際して必要な経費としての貸付資金

●福祉資金（福祉費）
低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上の療養または介護をする高齢者が属する世帯に限る）に対する貸付

●冠婚葬祭に必要な経費
⑨住居の移転等給排水設備等の設置に必要な経費

●低所得世帯
世帯収入が一定基準内の世帯

●身体障がい者手帳・療育手帳

●精神障がい者保健福祉手帳

●65歳以上の高齢者の属する世帯

●宇土市内に居住（または予定）している人

●災害等の被災によつて、生きたき

●医療費または、介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき

●限度額10万円

●次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が、困難となつた場合の費用（限度額10万円）

●その他の緊急小口資金

●冠婚葬祭に必要な経費

●災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

●低所得世帯

●障がい者世帯

●高齢者世帯

●身体障がい者手帳・療育手帳

●精神障がい者保健福祉手帳

●65歳以上の高齢者の属する世帯

●宇土市内に居住（または予定）している人

●他法・他制度（日本学生支援機構・母子寡婦福祉資金・その他公的資金の借入等）の利用ができる人の属する世帯

●貸付の対象とならない人

●相談窓口

●添付書類

●資本の種類により添付書類

●が異なります。

●低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上の

●療養または介護をする高齢者が属する世帯に限る）に対する貸付

●65歳以上の高齢者の属する世帯

●宇土市内に居住（または予定）している人

●身体障がい者手帳・療育手帳

●精神障がい者保健福祉手帳

●65歳以上の高齢者の属する世帯

●宇土市内に居住（または予定）している人

●身体障がい者手帳・療育手帳

●資本の種類により添付書類

●が異なります。

●低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上の

●療養または介護をする高齢者が属する世帯に限る）に対する貸付

●65歳以上の高齢者の属する世帯

●宇土市内に居住（または予定）している人

●身体障がい者手帳・療育手帳

●精神障がい者保健福祉手帳

●65歳以上の高齢者の属する世帯

生活困窮者自立相談支援事業

うと自立相談センター

経済的な問題やお仕事のこと、生活上の困りごとなどについてご相談をお受けし、地域で安心した生活が送れるようご本人に必要な支援を行います。

よう、それぞれの状態に応じた包括的で継続的な相談支援を行います。

- ・相談者本人だけではなく世帯やそれぞれを取り巻く状況、問題の背景などについて、相談者本人と相談支援員が協働で理解を深めます。
- ・相談者抱えている様々な課題を包括的に把握して、分析評価し解決のための支援を探ります。
- ・相談者と一緒に自立への計画を立てます。
- ・相談者の意思を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるよう自立に向けたプラン案を考えます。
- ・プラン案の作成は相談支援員だけではなく、相談者本人と一緒に作成します。
- ・相談者本人と相談支援員が協働で作成したプラン案について、適切かどうかを支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うか決定します。

この事業は、生活困窮者自立相談支援事業として、宇土市から宇土市社会福祉協議会が委託を受け実施しています。

「対象になる方と
その支援のかたち」

宇土市在住の方で、現在いろいろな事情から経済的に困窮している方を対象に、今の困難状態から早期に脱出できる

- ①一人で悩まずに困っていることを何でも話してください。
- ・来所または電話でご相談ください。（来所が難しい場合は、まず電話でご連絡ください。窓口に来られない場合は、相談員が訪問することもできます。

⑤自立への目標と一緒に取り組みます。

- ・決定したプランに基づいて支援サービスが提供されます。
- ・相談者の必要に応じた支援が提供できるように、地域の様々な関連機関が連携して支援を提供します。目標に向けて支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて、調整を行います。

- ②相談内容から、適切な対応を判断します。
 - ・相談内容によっては、自立相談支援で対応するか、他の適切な対応機関へつなぐかを判断します。
 - ・他の支援につなぐ場合にも同行支援など確実につなげるよう支援を行います。
 - ③必要な支援が計画的に提供できるように課題を分析します。

生活困窮者自立相談支援事業

うと自立相談センター

相談は無料です。
お気軽にご相談ください。

SOS

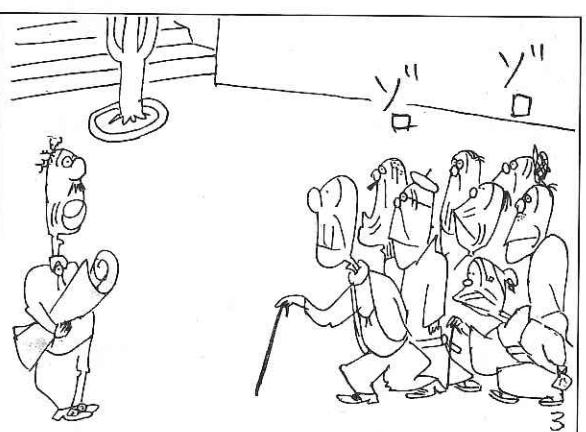
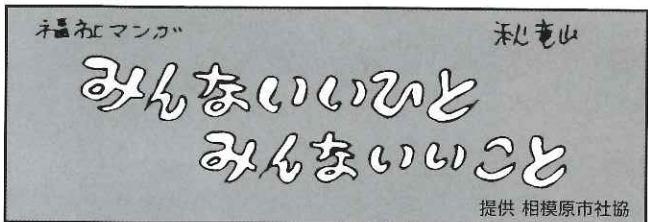
電 話 (0964)23-3756

ファックス (0964)22-4971

相談受付:宇土市社会福祉協議会

開設時間:月～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始休み)





次の2つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで回答を官製ハガキに記入の上、ご応募下さい。

①去る12月6日に、市民会館を中心に第37回歳末助けあい「市民のつどい」が開催されました。これは市民の皆さんのがんばりで、社会福祉のたくさんの善意とご協力で市内に住んでいらっしゃる要援護世帯の方々等への助けあい運動の一つとして実施することを目的とし、開催したものです。午前中は、チャリティーバザーが行われ多くの商品が提供され多額の益金がありました。午後からは、市民会館大ホールで、社会福祉功労者の表彰や芸能大会が開かれ、二十八の団体及び個人芸が披露されました。また出演者自身で大切な净財を募金

福協議会ともう一つの団体との共催で行われました。さてもう一つの団体の名称として正しいのは次のどれでしょうか。

- A 県協同募金会宇土市支会
B 県協働募金会宇土市支会
C 県共同募金会宇土市支会
- ②市社会福祉協議会では、宇土ふれあい福祉相談所の中において毎月第1金曜日に熊本県司法書士会のご協力である相談事業を行っています。さ

ふくしがわかるクイズ

パート94

されるなどボランティア精神があふれた大会となりました。この市民のつどいは市社会福協議会ともう一つの団体との共催で行われました。さてもう一つの団体の名称として正しいのは次のどれでしょうか。

- A 青年後見相談
B 成年後見相談
C 盛年後見相談

てこの相談事業の名称で正しいのは次のどれでしょうか。

【応募方法】

官製ハガキに問題の答え、住所(宇土市以外は不可)、氏名、年齢、ご意見・ご要望を記入の上、〒869-0492

宇土市浦田町44

市社協「ふくしがわかるクイズ」係までお寄せ下さい。

全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。〆切は4月15日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。(前回の正解は①-B、②-Aでした。)



官製ハガキに問題の答え、住所(宇土市以外は不可)、氏名、年齢、ご意見・ご要望を記入の上、〒869-0492

宇土市浦田町44

市社協「ふくしがわかるクイズ」係までお寄せ下さい。

全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。〆切は4月15日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。(前回の正解は①-B、②-Aでした。)